

資 料 提 供	
平成 2 9 年 6 月 2 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (中 西)
電 話	0857-26-7043

平成 2 9 年 6 月 定例県議会付議案

議案第 1 号	平成 2 9 年度鳥取県一般会計補正予算 (第 1 号)
議案第 2 号	同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 3 号	同 鳥取県営電気事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 4 号	同 鳥取県営病院事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 5 号 鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の設定について (障がい福祉課)

本県がこれまで取り組んできた、あいサポート運動、手話言語の普及等の取組を更に発展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指すものである。

(概 要)

- ①基本的な考え方
 - ・全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。
 - ・障がいを理由とする差別の解消を図ること。
 - ・障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段等を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。
 - ・災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。
 - ・地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。
- ②障がい者への理解の促進及び県民運動の推進
 - ・県は、あいサポート運動を県民全体で取り組む運動として推進する。
 - ・県民及び事業者は、配慮又は支援を必要としている意思を表すバッジ等を着用する障がい者に対し、当該障がい者の求めに応じて、必要な配慮又は支援を行うよう努める。
- ③障がいを理由とする差別の解消
 - ・県は、障がいを理由とする差別につき相談に応じるとともに、相談者への支援を行うための窓口(障がい者差別解消相談支援センター)を設置する。
- ④障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実
 - ・県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いることとし、市町村、県民及び事業者もこれに準じた取組を行うよう努める。
- ⑤災害時における障がい者の支援
 - ・県及び市町村は、避難に支援を要する障がい者に対して地域住民が共助を行うことができる関係を地域社会において築く取組(支え愛の地域づくり)の推進及び支援を必要とする者の情報等を盛り込んだ支え愛マップの作成の支援に努める。
 - ・市町村は、災害発生時、避難所での生活等について、障がい者に対して障がいの特性に応じた対応を行うよう努める。
- ⑥障がい者の自立及び社会参加の推進
 - ・県、市町村等は、障がい者に係る福祉サービスの充実、虐待防止の促進、医療を要する障がい者への支援、教育環境の整備、就労の促進、文化芸術及びスポーツの推進等に取り組む。

[平成 29 年 9 月 1 日施行]

議案第 6号 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について（危機管理政策課）

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震での支援経験、平成 28 年 10 月に発生した鳥取県中部地震や平成 29 年 1 月及び 2 月の本県における豪雪の被災経験を踏まえ、強化すべき施策や新たな取組を推進するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①災害発生時に住民が自主的に設ける避難のための施設を「支え愛避難所」として位置付け、住民は自主運営に努めるものとする。
また、市町村長は、支え愛避難所の開設を確認した場合には、その安全性等を確認するとともに必要な支援を行うよう努めるものとする。
- ②防災及び危機管理を行うに当たっては、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組である「災害時支え愛活動」に積極的に取り組むこととし、基本的な考え方として加える。
また、市町村は災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとし、県も市町村に対し必要な支援を行うものとする。
- ③市町村長は、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保に加え、その者が地域の防災力を高めるために十分に活動できる環境の整備について特に配慮するものとする。
- ④知事及び市町村長は、その管理する施設のうち不特定多数の者が利用するものについて、非構造部材のうち法令上義務付けのないものの耐震性の確保及び向上について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑤避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進するため、市町村長は、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に公益上の必要があると認めた場合の提供手続き等の特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。
また、支援関係者は支え愛マップの作成を通じて、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めるものとする。
- ⑥市町村長は、避難所等に避難した者のほか、支援を必要とする被災者の情報収集等にも努めるものとする。
- ⑦知事及び市町村長は、高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮して、避難情報の伝達や、避難所の生活環境の整備等防災及び危機管理に関する取組に努めることとする。
- ⑧市町村長は、車中避難者等の身体的又は精神的な負担を軽減する取組に努めるものとする。

[公布施行]

議案第 7号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について（人事企画課）

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の内容が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①災害により離職した者等の雇用保険法による個別延長給付の対象となる者に相当する者であって、知事が再就職を促進するために、職業安定法に基づく職業指導を行うことが適当であると認めた者に対して、退職手当の支給を延長する。
- ②移転費の支給対象者に、職業紹介事業を行う地方公共団体及び職業紹介事業者の紹介により就職する者を加える。
- ③雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、知事が再就職を促進するために、職業安定法に基づく職業指導を行うことが適当であると認めた者に対して、退職手当の支給を延長する暫定措置を行う。

[公布施行 ほか]

議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（人事企画課）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。
(概要)

- ①非常勤職員の育児休業について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない等一定の要件を満たす場合は、当該育児休業に係る子が2歳（現行 1歳6か月）に達する日まで取得できることとする。
- ②再度の育児休業が取得できる場合等の特別の事情について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを明記する。

[公布施行 ほか]

議案第 9号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事企画課）

職員を派遣することができる公益的法人等に一般社団法人山陰インバウンド機構を追加するものである。

[平成 29 年 10 月 2 日施行]

議案第 10号 鳥取県附属機関条例の一部改正について（業務効率推進課等）

県行政に関し調査審議を行う附属機関について、所要の改正を行うものである。
(概要)

- ①知事又は教育委員会の附属機関として、鳥取県死因究明等推進協議会及び鳥取県教職員育成協議会を新設する。
- ②鳥取県教職員研修等実施協議会を廃止する。

[公布施行]

議案第 11号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について (地域振興課、障がい福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の事務を効率的に処理するため、支給認定の申請及び変更申請における所得状況の審査事務を各市町村に移譲するものである。

[公布施行]

議案第 12号 鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について (住まいまちづくり課)

市街化調整区域内において、高齢化及び人口減少に伴い空家の発生や既存集落の維持が困難になる等の問題が生じていることに鑑み、住宅建築等の許可の基準を緩和する等、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①市街化調整区域内において、分家住宅に居住する者の2親等以内の親族が居住するための分家住宅の建設を認める。
- ②市街化調整区域内において、分家住宅（再分家住宅を含む。）の建設を認める区域に本家住宅（再分家の場合は本家住宅及び分家住宅）の敷地から連たんした区域を加える。
- ③分家住宅の建設が認められる継続居住困難者として、就職等に伴う県外からの移転により現在居住している住宅に引き続き居住することが困難な者を加える。
- ④市街化調整区域内に存する空家について、県外者又は県内の農業者の移住を目的とした居住を認める。

[公布施行 ほか]

議案第 1 3 号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（立地戦略課）

鳥取県中部地震からの復興を目指す中部地域の県内中小企業を後押しするため、企業立地事業補助金の基本補助率の改正を行うものである。

（概要）

鳥取県中部地震によって被害を受けた地域に本店又は主たる事務所を有する県内中小企業（親会社等が県外にあるものを除く。）で、当該地震による被害を受けたものが同地域内で行う事業（特定製造業を除き、平成 31 年 3 月 31 日までに企業立地事業の認定を受けたものに限る。）の企業立地事業補助金の額は、5,000 万円を限度として投下固定資産額に 100 分の 5 を乗じて得た額及び初年度賃借料に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額を加算した額以下とする。

[公布施行]

議案第 1 4 号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について（企業局経営企画課）

埋立事業により造成された境港外港昭和地区の工業用地等の分譲が完了したため、同地区における埋立事業を廃止するものである。

[公布施行]

議案第 1 5 号 財産の取得（移動式ホールボディカウンタ車）について（原子力安全対策課）

取得の目的：原子力防災活動の用に供するため、移動式ホールボディカウンタ車を更新するものである。

財産の内容：移動式ホールボディカウンタ車 1 台

取得予定価格：117,720,000 円

契約の相手方：株式会社日立製作所中国支社

議案第 1 6 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（障がい福祉課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 262,355 円を和解の相手方に支払う。

概要：西部総合事務所の職員が、和解の相手方の身体障害者手帳について、認定基準に対する認識不足から、審査において参考とする医師の診断書の誤りを正しいものと誤認し、障がいの等級を誤って認定した。これにより、和解の相手方が、後期高齢者医療制度、米子市特別医療費助成制度及び高額療養費制度の対象とならなかったために負担した費用を県が負担しようとするものである。

議案第 1 7 号 損害賠償請求事件に係る和解について（子育て応援課）

和解の相手方：甲 山口県岩国市 個人

乙 山口県岩国市 個人

和解の要旨：①県は、解決金を和解の相手方に支払わない。

②県は、和解の相手方に対し、和解の相手方の子が認可外保育施設において心肺停止状態となり、翌日、搬送先の病院において死亡したことに対し、哀悼の意を表す。

③県は、和解の相手方に対し、今後も、厚生労働省が定める指導監督基準及び指導監督の指針等に照らし、法令に基づく指導監督を適正に行い、認可外保育施設内における死亡事故の防止に取り組むことを約束する。

④和解の相手方は、その余の請求をいずれも放棄し、県と和解の相手方との間には、本件和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

⑤訴訟費用は、各自の負担とする。

概要：平成 23 年 2 月 9 日、認可外保育施設で発生した事故による同月 10 日の乳児の死亡は、当該施設に対する県の指導監督権限不行使によるものであるとして、和解の相手方から慰謝料等の支払いを求める訴えを提起されたものである。

議案第18号 中核市の指定の申出に関する同意について（地域振興課）

鳥取市が中核市の指定を総務大臣に申し出るにあたり、地方自治法第252条の24第2項の規定に基づく同意を求められたため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

報 告 事 項

報告第 1号 平成28年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 10件 繰越額 3,449,295千円

報告第 2号 平成28年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 198件 繰越額 32,079,892千円

報告第 3号 平成28年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 7件 繰越額 1,343,563千円

報告第 4号 平成28年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 21,010千円

報告第 5号 平成28年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 439,922千円

報告第 6号 平成28年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 6件 繰越額 102,861千円

報告第 7号 平成28年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 5,316千円

報告第 8号 平成28年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 690,314千円

報告第 9号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年3月30日専決）（道路企画課）

和解の相手方：三朝町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金7,104円（県過失4割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成28年12月14日、和解の相手方が、一般県道三朝中線を小型乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

（2）鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成29年3月30日専決） （人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(3) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成29年4月6日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：借受者 1名 利害関係人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 271,418 円について、平成 29 年 4 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年4月18日専決）

（農林水産総務課）

和解の相手方：甲 米子市 企業
乙 倉吉市 個人
丙 智頭町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 94,095 円を甲に、3,570 円を乙に、402,150 円を丙に、それぞれ支払う。（県過失 8 割 5 分）

事故の概要：平成 28 年 12 月 1 日、中部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、右方道路から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。
また、双方の車両が衝突したはずみで、和解の相手方乙所有の眼鏡が破損したものである。

(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成29年4月18日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 2名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年4月25日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥根県雲南市 企業
乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 43,200 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成 28 年 9 月 20 日、一般県道両三柳西福原線の街路樹が根の腐食により倒れ、和解の相手方乙が所有し、和解の相手方甲が賃借する店舗に当たり、同店舗が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年4月25日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 295,369 円及び人身損害に対する損害賠償金 341,442 円を和解の相手方に支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 28 年 3 月 18 日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、交差点を右折しようとした際、運転操作を誤り、対向車線で右折待ちのため停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年4月25日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 124,148 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 10 月 2 日、警察本部警備部警備第一課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、右後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年4月25日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 80,763 円及び人身損害に対する損害賠償金 63,320 円を和解の相手方に支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 28 年 12 月 4 日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入しようとした際、前方の安全確認が不十分であったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年5月8日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 南部町 法人

乙 南部町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 100,310 円（県過失 9 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成 29 年 2 月 20 日、和解の相手方乙が、和解の相手方甲所有の普通乗合自動車で一般県道西伯伯太線から沿道の駐車場に進入しようとした際、路肩内の側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が損傷したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年5月8日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：岡山県倉敷市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 559,800 円及び人身損害に対する損害賠償金 1,048,640 円を和解の相手方に支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 28 年 5 月 22 日、黒坂警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、道路脇に停車しようとした際、前方の注意を怠ったため、停車していた和解の相手方所有の小型乗用二輪自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(12) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成29年5月8日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年5月17日専決）

（住まいまちづくり課）

和解の相手方：甲 米子市 個人
乙 米子市 個人
丙 米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 164,873 円を甲に、225,029 円を乙に、131,684 円を丙にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 29 年 1 月 23 日から同月 25 日までの間（事故発生の始期は不明）、県営住宅永江団地の屋根から落下した雪が、当該県営住宅駐車場内に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車 3 台に接触し、同車両が破損したものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年5月17日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 94,428 円及び人身損害に対する損害賠償金 12,600 円を和解の相手方に支払う。（県過失 9 割）

事故の概要：平成 29 年 3 月 2 日、和解の相手方が、自転車で一般県道伏野覚寺線の自転車歩行者道を走行中、転落防止柵が未設置の横断水路に転落し、補聴器等が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年5月30日専決）

（農林水産総務課）

和解の相手方：東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 340,200 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 8 月 10 日、東部農林事務所八頭事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、見通しの悪いカーブにおいて前方の安全確認が不十分であったため、前方から走行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

報告第 10 号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 48 件 変更 4 件